

I K G の

## 旅館経営再生塾

第二三回

海外渡航費用の税務上の取り扱いについて

(執筆 中村尚和)

旅館業において幹部社員の海外視察、研修等を行うことがある。今回は、海外渡航費用の税務上の取り扱いについて説明する。

法人が海外渡航に際し、役員又は従業員に支給する旅費は業務遂行上、通常必要と認められる部分の金額に限り全額経費処理(損金に算入)できる。一方、業務遂行上、通常必要とは認められない部分については、役員又は従業員の給与(個人の源泉税の対象)とされ、さらに役員分については、法人の役員賞与として法人税法上経費処理(損金に算入)できない。業務遂行上必要な海外

渡航費用の判定については、旅行先、目的、日程、費用等を勘案して総合的に判定するが、観光渡航の許可を得て行う旅行、旅行あつせん業者等の団体旅行に応募する旅行、同業者団体等が主催する団体旅行で観光目的と認められるものについて、通達では、原則として業務遂行上通常必要なものに該当しなことでしていい。ただし、前述等、業務と観光とを合わせて行う場合には、業務の従事割合により、九〇%以上で旅費全額が経費処理できる。一〇%以下では全額経費処理が認められない。また、五〇%以上であれば、往復の交通費が経費として認められ、それ以外の旅費については、合理的に按分(一〇%単位)することができる。今回は一部しか紹介できなかつたが、前回の慰安旅行と合わせて抑えておきたい項目である。